

# 虐待に関連して知っておくべき知識

- 虐待に関連する法律には、どんなものがあるのか
- 各法律の対象者・定義
- 虐待の行為類型
- 虐待と刑法
- 虐待における虐待防止法制の対象範囲
- 虐待を発見したらどうすべきか
  - 通報の義務はあるのか
- まとめ

五稜会病院  
理事長・院長：中島公博

令和5年4月作成

# 虐待に関連する法律

## 基本の **キ**

	1 児童虐待防止法	2 障害者虐待防止法	3 高齢者虐待防止法
正式名称	児童虐待の防止等に関する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
成立日	平成12年5月17日	平成23年6月17日	平成17年11月1日
施行日	平成12年11月20日	平成24年10月1日	平成18年4月1日
目的	児童に対する虐待の禁止、児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進する。	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資する。	高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進する。
備考	児童虐待防止法 (昭和8年法律第40号)	学校・保育所・医療機関には通報の義務はありません。 いわゆる（間接的防止措置）を講ずる。	

# 虐待に関する各法律の対象者・定義

	1 児童虐待防止法	2 障害者虐待防止法	3 高齢者虐待防止法
対象者	18歳に満たない者	身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの	65歳以上の者
虐待する側	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）	①養護者（家族、親族、同居人等） ②障がい者福祉施設従事者等 ③使用者（事業主）による虐待	①養護者 ②養介護施設従事者等
定義	① 身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
(行為類型) 法律の順に記載 しています	② 性的虐待	性的虐待	介護、世話の放棄・放任
	③ ネグレクト	心理的虐待	心理的虐待
	④ 心理的虐待	放置・放任（ネグレクト）	性的虐待
		⑤ 経済的虐待	経済的虐待

# 児童虐待防止法の虐待の定義

<b>1</b> 身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
<b>2</b> 性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
<b>3</b> ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
<b>4</b> 心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など
<b>5</b> 経済的虐待 (障害者・高齢者 虐待防止)	養護者又は障害者の親族が当該障害者（高齢者）の財産を不当に処分すること。その他当該障害者（高齢者）から不当に財産上の利益を得ること

# 虐待行為と刑法

## ① 身体的虐待

- ◆ 寝ている患者を叩いたり、つねったりした。  
⇒ 刑法第204条の傷害罪、第208条の暴行罪

## ② 性的虐待

- ◆ 性器など身体を触ったり、わいせつな行為をした。  
⇒ 刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪

## ③ 心理的虐待

- ◆ 障害をあり出来ないことを、命令した。  
⇒ 刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪

## ④ 放棄・放置

- ◆ 食事を与えない、体調が悪くても病院に連れて行かない。  
⇒ 刑法第218条保護責任者遺棄罪

## ⑤ 経済的虐待

- ◆ 身内の者が、障害者の年金を勝手に使った。  
⇒ 第235条窃盗罪、第252条横領罪

# 虐待における虐待防止法制の対象範囲



病院

所在場所 年齢	在宅（養護者・保護者等）	福祉施設					企業	学校・保育所	病院
		障害者自立支援法	介護保険法	児童福祉法					
		障害福祉サービス事業所（入所・日中・訪問系、GH等）	一般相談支援事業所又は特定相談事業所	高齢者施設	障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後デイ等）	障害児入所施設等（注1）	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法被虐待者支援（都道府県）被虐待者支援は、障害者虐待防止法も適用	障害者虐待防止法適切な権限行使（都道府県・市町村）	障害者虐待防止法適切な権限行使（都道府県・市町村）		障害者虐待防止法（省令）適切な権限行使（都道府県・市町村）【20歳まで】障害者虐待防止法（省令）	児童福祉法適切な権限行使（都道府県）【20歳まで】児童福祉法（省令）	障害者虐待防止法（省令）	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法
18歳～65歳未満	障害者虐待防止法被虐待者支援（市町村）			高齢者虐待防止法（特定疾病40歳以上の若年高齢者含）高齢者虐待防止法適切な権限行使（都道府県・市町村）	適切な権限行使（都道府県・市町村）（注2）	適切な権限行使（都道府県）		適切な権限行使（都道府県労働局）	間接的防止措置（施設長）
65歳以上	障害者虐待防止法・高齢者虐待防止法・被虐待者支援（市町村）								間接的防止措置（施設長）

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afielldfile/2012/10/01/1280766\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielldfile/2012/10/01/1280766_13.pdf)  
 変更

精神保健福祉法

# 虐待に関係した通報義務の整理

	児童虐待防止法	児童福祉法	障害者虐待防止法	高齢者虐待防止法	改正精神保健福祉法
通報者	<p>第6条（児童虐待に係る通告）</p> <p>児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者</p>	<p>第25条（要保護児童発見者の通告義務）</p> <p>要保護児童を発見した者</p>	<p>第16条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）</p> <p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者</p>	<p>第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）</p> <p>養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者</p>	<p>令和5年4月1日施行</p> <p>精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者</p>
通報先	市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所	市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所	市町村	市町村	都道府県
備考	189 (いちはやく)				令和6年4月1日



### 3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

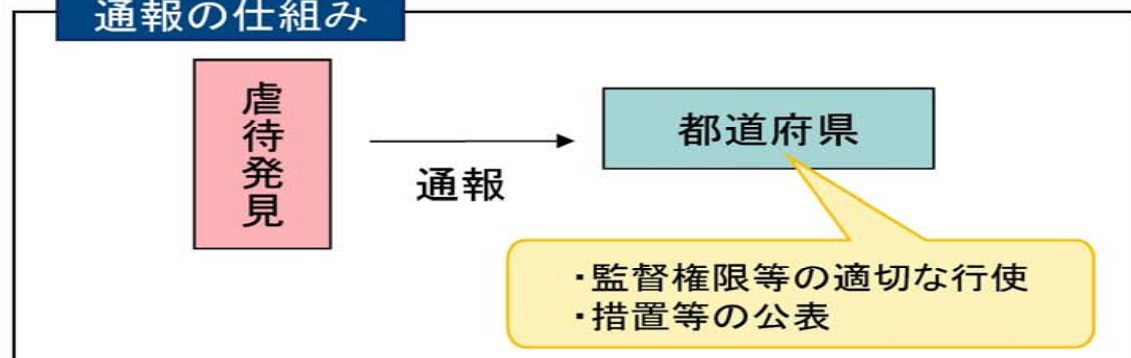
#### 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

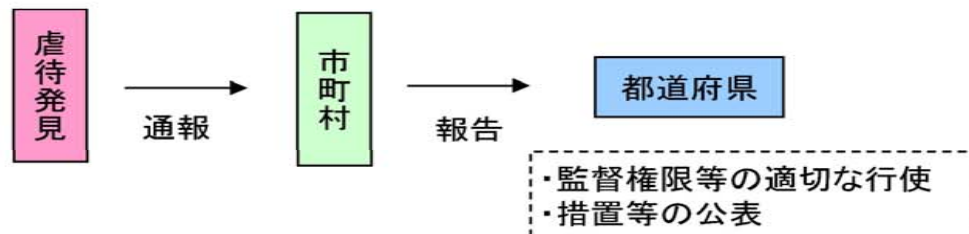
#### 見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
  - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
  - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。  
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
  - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
  - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

#### 通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。  
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。





## まとめ

▶虐待防止に関する法律は、大きく**3つ**

基本の **キ**

**1** 児童虐待防止法 **2** 障害者虐待防止法 **3** 高齢者虐待防止法

▶虐待の行為類型は、**5つ**

**1** 身体的虐待

**2** 性的虐待

**3** ネグレクト（放置・放任、介護/世話の放棄）

**4** 心理的虐待

**5** 経済的虐待

▶通報の義務があります。

**重**

●令和6年4月1日から、**精神保健福祉法**でも通報義務の規定

▶虐待は、人として、あってはならないことです。